

入札公告

福島県警察本部 公告第49号

南相馬警察署大規模改修工事に伴う執務室等移転業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和8年4月8日

福島県警察本部長 森 末 治

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

南相馬警察署大規模改修工事に伴う執務室等移転業務 一式

(2) 委託業務の仕様等

「南相馬警察署大規模改修工事に伴う執務室等移転業務仕様書（以下「仕様書」という。）」による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年6月15日まで

(4) 履行場所

仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規程による更生手続きの開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規程による民事再生手続きの開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続き開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 過去5年以内に本委託業務と同種・同等規模の業務を、元請けとして履行した実績を有する者であること。

(5) 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。

(6) 仕様書に定める業務を契約期間中に確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の

(3)実績及び(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付し、令和8年4月20日(月)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686
福島県福島市杉妻町5番75号 福島県警察本部警務部会計課
電話 024-522-2151 内線2262
電子メール fp-nyuusatu@police.pref.fukushima.jp

4 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書の配付場所及び問い合わせ先については、3に掲げる場所に同じ。

なお、郵送又は電子メールによる入札説明書の配付も可能です。

(1) 郵送を希望する場合

3に掲げる場所まで事前に連絡の上、日本産業規格A列4番の大きさの用紙40枚程度が入る大きさで、所定の料金分の切手を貼付した宛先明記の返信用封筒を同封し請求すること。

(2) 電子メールによる配付を希望する場合

3に掲げるアドレスに電子メールで請求(送信)の上、必ず電話で連絡すること。請求(送信)する場合は、電子メールのタイトル及び本文に、「【入札説明書配付希望】公告番号__法人名」を記載するとともに、本文に入札に付する名称、法人名、担当者の連絡先等を記載すること。

※ 入札説明書は、受信した電子メールに返信します。

5 入札方法等

(1) 入札方法

~~郵便(書留郵便に限る。)~~入札とする。

(2) 入札書提出期限

令和8年5月11日(月)午後5時まで

(3) 提出場所

3に掲げる場所に同じ

(4) 開札の日時及び場所

日時 令和8年5月12日(火)午前11時

場所 福島県福島市杉妻町5番75号 福島県警察本部警務部会計課

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、財務規則第248条により入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の金額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の5以上の金額の契約保証金を納付しなければ

ならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額（10%は消費税及び地方消費税の額）を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

詳細は、入札説明書による。